

旭市における高病原性鳥インフルエンザの発生とその対応

3月24日に発表された旭市で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、ご報告するとともに今後の対応についてお知らせします。

1、発生状況

・3月24日に旭市の農場で飼養されている鶏について、高病原性鳥インフルエンザの*擬似患畜であることが検査で判明しました。生活クラブの鶏卵生産者のAIC（旧旭愛農生産組合）では発生していません。

*擬似患畜：家畜伝染病予防法において、患畜となるおそれがある家畜のことで、確定した場合、殺処分などの防疫措置を講じることとなります。

・高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて、千葉県は当該農場の鶏の殺処分、半径10km区域内の鶏などの移動制限、消毒ポイントの設置を実施します。

2、生活クラブに出荷しているAIC(旧:旭愛農生産組合)の状況

・生活クラブに鶏卵を出荷しているAICでは鳥インフルエンザは発生していません。AICは3農場のあり、2農場が半径3km以上、1農場は匝瑳市にあります。

・AICは、家畜伝染病予防法に基づいた防疫対策マニュアルを作成し、日常的に施設管理、衛生管理などを徹底してきています。今回の高病原性鳥インフルエンザへの対策としては、東部家畜保健所との連携、運搬車両などの消毒ライン設定、防鳥ネットの設置・点検、作業時の消毒など徹底し、日常的に安全対策を実施しています。

3、今後の鶏卵の供給について

・AICでは高病原性鳥インフルエンザが発生しておりませんが、鶏卵の供給にあたって、次亜塩素酸ナトリウム溶液で洗卵することの行政指導がありました。この洗卵方法は、殻についている菌の拡散防止などへの対策です。

・日常的には、お湯による洗卵、低温物流で実施していますが、近隣で高病原性鳥インフルエンザが発生したことを重く受け止めるとともに、行政の指導、持続的な生産と消費のあり方を検討し、10キロ圏内の制限解除までの期限付きの緊急対応として、お湯での洗卵から次亜塩素酸ナトリウム溶液での洗卵に切り替えて、供給することといたします。日頃より、ご利用いただいている皆様には緊急な対応、お知らせであり申し訳ございません。上記の状況などご理解の上、よろしく申し上げます。一般的な鶏卵は、次亜塩素酸ナトリウム溶液で洗卵したのち販売されているものがほとんどです。

・3月27日～31日の週で鶏卵を申込された方は、洗卵の規格が変更になっていますので返品を希望される方はお手数ですが、各センターまで連絡をお願いします。

・4月3日以降の鶏卵の申込に関しては、制限解除がされるまでの間、次亜塩素酸ナトリウム溶液での洗卵になりますことをご了承ください。制限解除については時期が判明次第、お知らせいたします。

4、鶏卵・鶏肉を食べることによる身体に影響はありません

・鳥インフルエンザの情報については、WEBなどでも検索できます。以下に、代表的な情報についてお知らせします。

*鶏卵・鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスに人が感染した事例は、報告されていません。

*鳥インフルエンザウイルスは、酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられます。また、熱に弱く、75℃1分以上の加熱で死滅します。